財團法人 協調會福岡出張所

○職工人夫の分

一、現在の職工には日給十錢を昇給す仍て之に關する不平は組合側に就て其の責に任ず

二、人夫には男女共日給十錢を昇給す

三、要求通り實行す

四、從來平均六圓位支給の處今後は平均十圓とし其の率は成績の良否を考査し支給す

五、要求通り實行す

六、完備に努む

○傳習生の分

一、給付

1、毎月の手當は現在支給額より五十錢宛增額す

2、從來通り實施

財團法人 協調會福岡出張所